

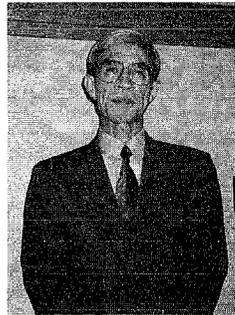
「花の湯館」は3日より営業の予定です。

この度退職された中山忠太郎氏に対し永年の功績を讃え法務大臣より感謝状の贈呈がありました。

・ 間野道英 (新保第三) 電話 三八一三四四六
 ・ 佐藤 勇 (中央町三丁目) 電話 三八一三〇五〇

名の方です。当町の人権擁護委員は次の二

人権擁護委員に、佐藤勇氏が新たに法務大臣より委嘱されました。あらゆる差別等の人権問題、戸籍や登記等の問題、法律扶助問題等、人権擁護等の相談について応じます。



人権擁護委員に
佐藤 勇氏



十二月十四日(木)年末の交通事故防止運動の一貫として花の湯館で高齢者交通安全指導を行いました。

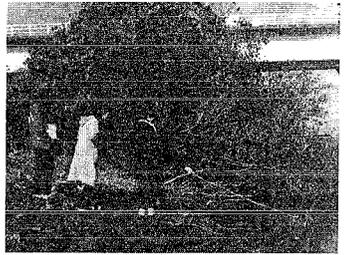
「年の瀬はゆとりと笑顔で安全運転」

新津地区交通安全協会小須戸支部・新津警察署と共同で行った本行事では、夜間時の事故防止を呼びかけるチラシの配布及び靴への反射材取り付けを行いました。新年を迎えましたがゆとりと笑顔の精神を忘れずに、安全運転・安全な横断を心がけましょう。

小須戸小学校6年生「リバーレスキュー6～信濃川の水はきれいだと思いますか?」～

信濃川からのメッセージ ～川のためにみんなができること～

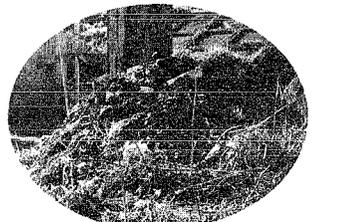
私たちは、家庭科の学習で家庭排水がどこへ行くのかを考えました。小須戸町が飲み水にしている信濃川に流れこんでいる分もあるのではないかと考え、川を見に行きました。油が浮いていたり、ゴミがたくさん川岸にありました。学校にもどってから、この問題を総合の学習で取り上げることにしました。6年生全員で信濃川をきれいにしようと話し合い、このテーマを「リバーレスキュー6～信濃川の水はきれいだと思いますか?～」と決め、自分たちの調べたい内容で調査を始めることにしました。



「リバーレスキュー6」は昔の信濃川を調べたグループ・下水道や側溝に流れる排水を追いかけたグループ・生き物を調べたグループ・何によって汚れているか調べたグループ・油のリサイクルをしたグループにわかれて活動してきました。

その中で、2つのグループの活動について報告します。

私たちは、他の川との違いを調べました。中之口川を調べたときに新潟県巻土木事務所が管理していることを知り、電話で問い合わせました。そのとき、水の汚れ具合などは保健所が調べていることを知り、新津の保健所へ話を聞きに行きました。



揚水機場付近に流れついたゴミ

そのときに以前は工場からの排水などが川を汚していたけれど、現在は生活排水が一番川を汚しているとの話を聞きました。そこで、自分たちのできることはないか聞いたところ次のようなことを教えてもらいました。



保健所での会話の様子

信濃川を汚さないようにするために

1. 排水を側溝へ流している人は、下水に早くつなげる。
2. 油は流しに流さない。
3. 食器を洗うときは、洗剤の量を少なくする。
4. 水辺にゴミを捨てない。
5. みんなから川に関心を持ってもらう。

私たちは、信濃川をきれいにしようと考えて、よごれの原因を調査しました。

役場から地図をもらって、マンホールや側溝を追いかけました。その結果、側溝の水は直接信濃川に流れ込んでいることがわかりました。そこで家庭排水に目を向けてみました。

私達は、アンケートを取って各家庭でどのように排水をしているか調べてみました。そして次のようなことがわかりました。



1. 油を流さない。(固めるテンブルなど)	23件
2. 小さなゴミが流れないようにする。	20件
3. 食べ残しは処理してから食器を水につけ、少量の洗剤で洗う。	6件
4. 米とぎ汁を植物にかける。	3件
5. 排水口にネットをかける	2件

このアンケートから各家庭で排水する時に工夫していることがわかりました。

信濃川PRサイン

きれいな川 未来に残そう

小須戸小学校 6年生

新潟県立植物園 1月の催事参加者募集!

◆「ミニ盆栽の作り方」定員20名

講師 片岡 充 先生
 日時 1月28日(日)午後1時30分～3時
 参加費 2,000円
 申し込み ハガキに住所・氏名・電話番号を記入の上、1月15日までに県立植物園へ申し込んでください。(申し込み多数の場合は抽選となります。)

◆ハーブクラフト講座

「ハーブキャンドルづくり」定員30名

講師 古志の里ファーム 恩田 裕子 さん
 日時 1月26日(金)午後1時30分～3時30分
 参加費 1,500円
 申し込み 来園・電話・FAXで先着順

お問い合わせ先

県立植物園 (〒956-0845 新津市金津186)
 TEL 0250-24-6465 FAX 0250-24-6410

都市計画法の改正に伴う「既存宅地制度」が廃止されます。

市街化調整区域内の土地で、市街化調整区域とされた日より前に宅地であったとして、都市計画法による既存宅地の確認を受けた土地においては都市計画法の開発許可又は建築許可を受けることなく建築物を建築することができました。(この制度を「既存宅地制度」といいます。)

本年5月19日に交付された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により、この「既存宅地制度」が廃止され、改正された都市計画法が施行される日からは、原則許可を受けなければ建築物の建築をすることができなくなります。

- ◎ 既存宅地の確認申請については、今後定められる施行日の前日まで市町村の窓口で受付します。
- ◎ 既存宅地の確認を受けていない市街化調整区域内の土地に建築等を予定されている方は注意ください。
- ◎ 既存宅地制度の廃止による、許可制度の内容変更については検討を進めておりますが、国が定める政令・省令が未定のため現時点では具体的には定まっておりません。

問い合わせは

役場 建設課 開発係 (38-3111) または新津土木事務所 建築課 (24-7111) まで